

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年4月1日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 岩手県 |
| 3. 市区町村名 | 一関市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 74-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/index.cfm/7,0,110,html |

執行機関名 一関市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの(乳幼児、小学生) |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 74 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 一関市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の第4の項 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、小学生、中学生、高校生、ひとり親等その他市長が定める者に対する医療費助成(以下「乳幼児等医療費助成」という。)に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 児童手当法第1条 | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 | この規則は、子ども、妊産婦及び重度心身障害者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって子ども、妊産婦及び重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 一関市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付規則(平成17規則第111号) |